

相談室だより

2月号

(No. 116号)

平成19年2月1日発行

熊取療育園 木目言炎室

大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12

TEL: 072-453-5917

FAX: 072-452-9151

e-mail: kumatori_room@tea.ocn.ne.jp

サービス利用の手続きについて

障害のある子どもを持つ親御さんが、お子さんのためにサービス利用の申請をされることも徐々に増えてきました。皆さんはその申請手続きをスムーズに進めておられますか？ 相談室には、利用申請に行かれた親御さんから、「ヘルパーを利用したいから手続きに行っているのに、『他に方法はないですか？』なんて言われたら、利用したらあかんなのかなという気になってしまう」とか、『子どもの健康管理は親の責任だから』と、通院のためのヘルパーは認めてくれへん」などの声が寄せられることがあります。

一方で、市町の行政の立場としては、限られた財政の中で、「必要な人に」「必要な分の」サービスを提供しなければなりません。そのために、「何にどんな風に困っていて、どのサービスがどれだけ必要か」を的確に判断する必要があり、手続きに来られた方に対して、本人の生活の様子や家族の状況などについて聴き取りをします。この、実態を正確に把握しようとする行政の姿勢と、今すぐサービスがほしい利用者側の思いとが、少し行き違ってしまうのかもしれません。

相談室では、こうした申請窓口でのやりとりや、「何にどんな風に困って、どのサービス

がどれだけ必要か」について、生活を振り返りながら整理するお手伝いをしています。よろしければお気軽にご相談ください。

しかしながら、相談室で一緒に必要なサービスを考えても、申請どおりの支給決定が与えられることを絶対に保障できるわけではありません。これまでも、「親の養育責任」なるものが、サービス利用の厚い壁となったことは少なくありません。

それでも皆さんには、だからといって申請自体を諦めてしまうことのないよう、お手伝いしたいと考えています。障害児を育てることのハイリスクを、しっかり支援してもらえという確信が持てず、その不安に押し潰されそうになっているたくさんの親御さんに出会うにつれて、申請を通じて支援を必要としていることを発信し続けることは、とても大切なことのように思うからです。そして子どもたちが、大人になってからでは遅い支援を、親御さんのためではなく子ども自身のために得ることができるよう、みんなで考えていけるようにしたいと思います。



「誰のため」「何のため」という目的を間違えると、その言動は頑張りほどマイナスに作用すると思う。「この人のため」と信じていることが、「自分のエゴのため」になっていないか、時々疑ってみないといけな。 (見学)